

業務委託契約における受注の制限について（方針）

制 定 平成 23 年 3 月 31 日

契約管財局契約部において入札を行う業務委託契約（測量・建設コンサルタント等契約を除く）における受注の制限について、次のとおり方針を定める。

記

1 対象

前年度と前々年度中の契約管財局契約部における入札の平均参加者数が 20 者以上であった種目で、かつ同内容の複数業務※をまとめて同時期に発注する入札について、同時に受注できる本数を制限する。

ただし、以下の場合を除く。

- (1) 政府調達協定の適用を受ける契約
- (2) 総合評価競争入札により入札を行う契約
- (3) その他、競争性を確保することが困難と認められる契約

※ 同内容の複数業務とは、業務内容、入札参加条件、事業主管局が同一で、同時期に入札執行を行う案件をいう。例えば、市内一円にわたる業務をブロックに分割して発注する案件や、事業主管局の各事業所単位に分割して発注する案件が想定される。

2 受注可能本数

- (1) 同時に受注できる本数は、原則として 1 本とする。ただし、同時に発注する本数や規模、入札参加者数の見込みを勘案し、事業請求局と協議の上で 2 本以上とする場合がある。
- (2) 配置予定技術者や資機材保有等の状況により同時に受注できる本数を制限する場合は、事業請求局と協議して本数を定める。

3 周知方法

案件ごとに公告文又は入札説明書に明記する。

4 入札方法

この方針による同時受注の制限は、事後審査型制限付一般競争入札又は公募型指名競争入札の方法により行う。

5 手続

同時受注の制限については、以下の手続により行うものとする。

- (1) 開札の順に受注できる案件が決まることから、原則として予定価格算出の根拠となる金額（予算金額）の高額なものから順に開札を行うものとし、あらかじめ公告文等で開札の順番を明記する。
- (2) 先に開札した案件において落札者等^{*}となり受注可能本数を満たした者は、以後に開札する案件における入札を無効とする。
- (3) 予定超過により再入札を行う場合は、当該案件の順番を、最後の案件の次に読み替えて、落札者等を決定する。
- (4) 受注制限等により落札者等がいなくなった案件については、その時点で入札を打ち切って取止めにする。
- (5) 事後審査型制限付一般競争入札において、落札候補者が入札参加資格を有していない場合は、その者の入札を無効として、他の同時受注制限の対象案件で落札候補者となっていない者のうち、開札時に決定した審査順位における次順位者を落札候補者とする。

なお、上記のような案件が複数あった場合は、開札の順番で次の落札候補者を判断していくこととする。

※ 落札者等とは、公募型指名競争入札にあつては落札者となった者、事後審査型制限付一般競争入札にあつては落札候補者となった者をいう。

6 留意事項

- (1) なるべく受注した案件による差が少なくなるように、各案件の規模の平準化に努めることとし、規模等の差が大きい場合には、事業主管局に対し、次回までに案件の見直しの検討を進めるよう求めることとする。
- (2) この取扱いにより競争性が著しく損なわれていると認められるとき、また、緊急に対応すべきであると判断した場合には、取扱いを中止し、別途、方針を検討する。また、この取扱いにより難しい場合は、大阪市入札等監視委員会へ報告し、異なる取扱いができるものとする。

7 適用

この方針は、平成23年4月1日以降に公告又は告示するものから適用する。

8 その他

この方針に基づく事務手続において必要な事項は、契約管財局契約部物品等契約担当課長が定める。

以上

同時受注の制限のイメージ図

○方針 5 (2) 受注制限の原則

審査順位	案件①	案件②	案件③	案件④
1 位	A社	A社	A社	A社
2 位	B社	B社	B社	B社
3 位	C社	C社	C社	C社
4 位	D社	D社	D社	D社
5 位	E社	E社	E社	E社
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

※ **太字は落札者**（落札候補者）
 は受注制限で無効となった者

○方針 5 (3) 再入札を行う場合

⑤番目に開札

審査順位	案件①	案件②	案件③	案件④	案件⑤
1 位	A社	再入札	A社	A社	A社
2 位	B社		B社	B社	B社
3 位	C社		C社	C社	C社
4 位	D社		D社	D社	D社
⋮	⋮		⋮	⋮	⋮

○方針 5 (4) 最低制限価格以上の入札者が少なく、入札を取止めにする場合

取止め

審査順位	案件①	案件②	案件③	案件④	案件⑤
1 位	A社	A社	A社	A社	A社
2 位	B社	B社	B社	B社	B社
3 位	C社	C社	C社	C社	C社
最低制限価格未満	D社	D社	D社	D社	D社
最低制限価格未満	E社	E社	E社	E社	E社
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

○方針 5 (5) 落札候補者が入札参加資格を有しないとして無効となった場合

審査順位	案件①	案件②	案件③	案件④
1 位	A社	A社	A社	A社
2 位	B社	B社	B社	B社
3 位	C社	C社	C社	C社
4 位	D社	D社	D社	D社
5 位	E社	E社	E社	E社
6 位	F社	F社	F社	F社
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

※ **太字は落札候補者**
 は受注制限で、×は資格審査で無効となった者

※ A社とC社が入札参加資格を有しないとして無効となった場合は、案件①から次順位者を定めることとし、E社を案件①の、F社を案件③の落札候補者とする。